

平成 27 年 9 月 10 日  
株式会社静岡銀行

## 「しずぎん教育資金贈与預金（愛称『富士のように』）」の商品性改定について

平成 27 年度税制改正において、「教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置（租税特別措置法第 70 条の 2 の 2）」が改正されたのを踏まえ、「しずぎん教育資金贈与預金（愛称『富士のように』）」の商品性を下記の通り改定します。

項目	改定前	改定後
預入期限	平成 27 年 12 月 30 日（水）	平成 31 年 3 月 29 日（金）
教育資金の 資金用途	(1) 学校等に対して直接支払われる金 銭のうち一定のもの (2) 学校等以外に対して直接支払われ る金銭で社会通念上相当と認めら れるもの	左記(2)に下記の資金用途を追加 ①通学定期券代 ②留学渡航費、学校等に入学・転入学・ 編入学するために必要となった転居 の際の交通費

※詳しくは、店頭にお問い合わせいただくか、文部科学省・国税庁のホームページをご確認ください。

以上